

# 犬の登録・狂犬病予防注射

1002437



生後 91日以上の犬の飼い主は、生涯 1 回犬の登録と毎年 1 回狂犬病予防注射を受けさせる義務があります。下表のとおり本年度の犬の登録と狂犬病予防注射を行います。  
登録をすると犬鑑札が、狂犬病予防注射をすると狂犬病予防注射済票が交付されます。

**費用**  
登録済みの犬 3,500円  
新規登録の犬 6,500円  
愛犬パスポート(希望者) 200円  
その他 市の委託を受けた動物病院でも実施しています/登録のみ、または転入の場合は、環境課窓口で手続きをしてください

対象地区	月日	受付時間	会場	対象地区	月日	受付時間	会場			
沼田地区	4月6日(水)	9:00~ 9:20	佐山町スポーツ場	沼田地区	4月11日(月)	13:00~ 13:10	岩本公民館			
		9:30~ 9:45	上発知町生活改善センター			13:25~ 13:35	屋形原農村婦人の家			
		10:00~ 10:20	池田地区コミュニティセンター			13:50~ 14:00	大竹公民館			
		10:30~ 10:40	奈良町農事研修所			14:15~ 14:25	入沢公民館			
		10:55~ 11:10	岡谷町生活改善センター			9:00~ 9:15	平出集会所			
		11:25~ 11:55	薄根地区コミュニティセンター			9:30~ 9:45	尾合集会所			
	4月8日(金)	13:15~ 14:15	十王公園	白沢地区	4月13日(水)	10:00~ 10:10	岩室集会所			
		9:30~ 9:50	東倉内町公民館(沼女高北側)			10:25~ 10:40	生枝集会所			
		10:05~ 10:20	町田町水田転作研修所			10:55~ 11:30	高平集会所			
		10:35~ 10:50	石墨町多目的集会所			13:00~ 13:40	上古語父集会所			
		11:05~ 11:20	堀廻町構造改善センター			13:55~ 14:10	下古語父集会所			
		11:35~ 11:50	井土上町(下)公民館			9:50~ 10:05	南部健康管理施設			
		13:00~ 13:15	恩田町集会所(衛生センター隣)			10:25~ 10:30	根利集会所			
		13:30~ 13:45	硯田町公民館			10:50~ 11:00	青木多目的研修施設			
		14:00~ 14:30	川田地区コミュニティセンター			11:30~ 11:45	大楊生活改善センター			
		14:45~ 15:00	上川田町住民センター			13:00~ 13:20	伊香原地区集会所			
		4月10日(日)	9:00~ 10:00			利根沼田振興局(薄根町:旧県民局)	利根地区	4月14日(木)	13:35~ 14:05	平川集落センター
			10:15~ 10:45			戸鹿野町公民館			14:20~ 14:50	利根支所仮庁舎
			11:00~ 12:00			十王公園			15:00~ 15:10	高戸谷地区集会所
			13:00~ 13:30			久屋原町公民館			9:50~ 10:00	二本松多目的集会所施設
	13:45~ 14:15		横塚町公民館	10:10~ 10:40	多那農村婦人の家					
	14:30~ 14:45		上久屋町多目的集会所	10:50~ 11:05	輪久原集会所					
	15:00~ 15:15		下久屋町公民館	11:15~ 11:30	(旧)利根出張所					
	4月11日(月)		9:30~ 10:30	利根沼田文化会館駐車場	4月15日(金)	13:00~ 13:10			園原ふれあい屋内運動場	
			10:45~ 11:15	須賀神社		13:25~ 13:45			大原集会所	
			11:30~ 12:00	利南地区コミュニティセンター		14:00~ 14:10			利根観光会館駐車場	

問合せ 環境課環境保全係 ☎内線 3 0 7 2

# 令和4・5年度の後期高齢者医療保険料率の決定

1001876

後期高齢者医療制度の保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律により、2年に一度見直すこととされ、令和4・5年度の保険料率は、次のとおり決定しました。

《問合せ 国保年金課医療年金係 ☎内線 3 1 3 6》

## 【後期高齢者医療保険料率の改定】

〈令和2・3年度〉		〈令和4・5年度〉	
均等割額	43,600円	均等割額	45,700円
所得割率	8.60%	所得割率	8.89%
賦課限度額	64万円	賦課限度額	66万円

## 【保険料率の引き上げについて】

後期高齢者医療給付費は、自己負担を除いた部分を、国・県・市町村からの負担金で約5割、現役世代からの支援金で約4割、残りの約1割を保険料により賄われています。

今後2年間に見込まれる医療給付費などの費用と保険料などの収入を基に保険料率を算定しますが、令和4・5年度は団塊の世代の加入により、被保険者数が増加します。費用面では、医療給付費が増加し、収入面では、後期高齢者負担率の増加により、現役世代からの支援金の割合が減少します。これにより、保険料で賄うべき割合が増え、保険料率が引き上げになっています。

なお、財政収支上生じている余剰金を令和4年度および令和5年度の財源として見込み、保険料率の引き上げ幅を抑制しています。

### 〈医療給付費(医療費のうち自己負担分を除く)の財源内訳〉



## 【所得が低い人に対する均等割額の軽減】

令和4年度の軽減割合・該当条件は、昨年度から改正はありません。保険料率(均等割額)の変更に伴い、軽減後均等割額が変更になります。

軽減割合	軽減該当条件 (均等割額の軽減は、同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額などの合計額で判定します)	軽減後均等割額	軽減後均等割額
7割軽減	[43万円+10万円×(年金・給与所得者の数 <sup>※1</sup> -1)]以下	13,080円	13,710円
5割軽減	[43万円+10万円×(年金・給与所得者の数 <sup>※1</sup> -1)+28万5000円×(世帯の被保険者数)]以下	21,800円	22,850円
2割軽減	[43万円+10万円×(年金・給与所得者の数 <sup>※1</sup> -1)+52万円×(世帯の被保険者数)]以下	34,880円	36,560円

※1 「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」は年金・給与所得者の数が2以上の場合のみ計算

(広告)

(広告)

(広告)

(広告)